

輪島市監査公表第8号

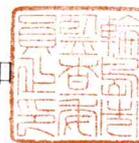
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月31日（水） 農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農業振興施策は農家自身の意欲に関わることであり難しく、担い手が不足していることが課題でもある。本市でも過疎化と高齢化により耕作放棄地が増加している。これはイノシシの増加が作業意欲を減退させることも関連している。このため、圃場を大型集積化し作業を効率化する補助事業を活用・推進することが重要であると思われるが、対象農家の合意が図れない現実もある。現在進めている市内他地区等の先進事例を参考として、集積化が可能な地域の事業進捗率を高めることも重要である。また激増するイノシシ対策として、二市二町で検討している協議を早急に取りまとめ確固たる対策を講じていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納について

債務者の高齢化・死去などで徴収困難な状況であるが、引き続き債務者にご理解いただきながら滞納額縮小に向け取り組まれない。